

後期高齢者医療
被保険者の
皆さんへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、被保険者の皆さんのひと月の医療費の上限額が変わります。

自己負担限度額（上限額）

※月ごと

ご自身がどの適用区分に該当するかは、被保険者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで				平成29年8月から			
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)		外来+入院(世帯ごと)	
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回 44,400円※2)	57,600円		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回 44,400円※2)	
	課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円		57,600円 (多数回 44,400円※2)	
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円			24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	8,000円		15,000円	

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧たし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

◇ 自己負担額には、入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは含まれません。

わからないことがあればお問い合わせください。

お問合せは
こちらまで

本庁

医療保険課 医療・年金G

☎52-1111 内線165・166